

就学相談会のご案内

久留米市教育委員会

就学相談会とは？

お子様にどのような支援が必要かを、医療、言語・心理、教育の各分野の委員が本人・保護者と話し合い、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うものです。



就学相談会の流れ

学校での話し合い

市就学相談会への申込み
(学校を通して) ~7月31日

担任の先生等とお子さんの就学について話し合います。特別支援学校への就学を検討する場合や、保護者と学校との意見に相違がある場合等には、就学相談会にて面談を行います。

医師の診断書、検査結果、療育機関の資料等をお持ちの場合は、コピーをご提出ください。

就学相談会① 9月中旬～

教育支援員との面談を行います。
(30分程度)

就学相談会② 11月中旬～

就学相談会①の結果について合意形成を図る面談を行います。

学校を通して文書による結果通知を受け取ることもできます。

継続相談 1月中旬～

必要に応じて、相談を継続することがあります。

就学相談会の結果、お子様の特性に合わせて保護者等との合意のもと以下のような適切な「学びの場」を決めていきます。

- 通常の学級のみで学習します。
- 通常の学級に在籍しながら週1回程度、**通級指導教室**で個別や小集団で自立活動の学習をします。
- **特別支援学級**で、ニーズに応じたきめ細やかな指導のもと学習します。
- **特別支援学校**（久留米・田主丸・久留米聴覚特別支援学校等）で、ニーズに応じたきめ細やかな指導のもと学習します。

(学校教育法施行令第22条の3の障害の程度にお子様が該当する場合。詳しくは下記におたずねください。)

申込みや相談についてのお問い合わせは、久留米市教育委員会 学校教育課
TEL(0942)30-9217 FAX(0942)30-9719 までお問い合わせください。

裏面へ続く

小学校・中学校

通常の学級

40人の児童生徒（小4までは35人）を上限とした学級で、学習を行います。

通級による指導

通常学級に在籍し、週に1回「通級指導教室」に通い、小学校は90分間・中学校は100分間、個別や小集団で「自立活動」の学習を行います。

（保護者の送迎が必要です）

詳しくは、別紙「小学校・中学校通級指導教室のお知らせ～学習上又は生活上の困難さのある子どものために～」をご覧ください。

特別支援学級

知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、難聴の学級があり、8人の児童生徒を上限とした学級で、ニーズに応じたきめ細やかな指導のもと学習を行います。

また、計画的に交流学級での交流及び共同学習を行います。

上記において、医療的ケアが必要なお子様は、「訪問看護支援事業」を利用した看護師または、保護者による対応となります。

「訪問看護支援事業」は、保護者が契約した看護師に要する費用を市が補助する制度です。（原則、週2回90分又は週1回180分以内で、年間の利用限度額があります。）

特別支援学校（小学部・中学部）

久留米特別支援学校の場合は、知的障害がある児童生徒を対象としています。

- ・単一学級 6人の児童生徒を上限に編成された学級で、ニーズに応じたきめ細やかな指導のもと学習を行います。
- ・重複学級 肢体不自由を併せもつ児童生徒が、3人の児童生徒を上限に編成された学級で、ニーズに応じたきめ細やかな指導のもと学習を行います。
- ・訪問学級 通学が困難な児童生徒が、担任による自宅や病院への訪問を通して、週3回（小学部は90分間・中学部は100分間）の学習を行います。

※学校内や居住地校等と、交流及び共同学習を計画的に実施します。

※北野町・田主丸町在住の方は小郡特別支援学校への就学も可能です。（訪問教育を除く）

※三潴町・城島町在住の方は筑後特別支援学校への就学も可能です。（訪問教育を除く）

医療的ケアが必要なお子様は、特別支援学校に常駐する看護師が対応します。看護師は、指導医の指導のもと、医療機関と連携した医療的ケアを実施し、市が「医療的ケア対応事業」によって費用を負担します。

「医療的ケア」とは、日常的に行われている

経管栄養



喀痰吸引



導尿



等の3行為をいいます。